

通信販売の「お試し」が定期購入に！？

インターネットのホームページ等で「初回実質0円」「1回目90%OFF」など通常価格より低価格で購入できることを広告する一方で、数カ月間の定期購入が条件となっている健康食品や化粧品などの通信販売に関する相談が増えています。

【事例1】20歳代・女性・士別市

インターネット通販でダイエット飲料のお試し980円1週間分を申し込んだ。約2週間後次の商品7,322円が届いた。定期購入になる前に解約を申し出るため電話をかけ希望を伝えると、担当者から連絡をすると返答された。その後連絡がなく、また商品が届いた。2回目の正規価格の商品は未開封であり返品希望であるが、電話がつかず解約できない。

【事例2】60歳代・男性

スマートフォンで筋肉増強のサプリメントが約500円で購入できるという広告を見て申込み、商品を受け取った。最近になって、再び同じ商品が届き、今度は6,000円以上になるとの請求書が入っていた。事業者へ電話したところ、4回購入が条件の定期購入だと言われた。画面の下のほうにそのような説明が書かれていたようだが、申し込みの際は気が付かなかった。

【ひとこと助言】

- 定期購入の条件によっては途中で解約が出来なかったり、解約しようと事業者へ連絡しても、電話がつかずなかったりする場合も多くあります。
- 商品を注文する前に、特に最終確認画面で定期購入が条件になっていないか、中途解約や返品はできるのかなど契約内容、解約条件をしっかりと確認することが大切です。
- インターネットなどの通信販売にはクーリング・オフなどの制度はなく、事業者が返品の特約を設けている場合はそれに従うことになります。
特約がない場合、受け取った日から数えて8日以内であれば通常送料消費者負担で返品できます。返品ができる場合でも、「開封後の返品は不可」「使用後は返品できない」などの条件があることもあり注意が必要です。
- 困ったときは、士別地区広域消費生活センターにご相談下さい。

消費生活相談専用ダイヤル (0165)23-3820

事業者と消費者間の契約に関するトラブルや、消費生活で悩んでいる方専用
直通電話 ●午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

